

# 監査報告書

令和6年5月27日

学校法人嘉悦学園  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

学校法人嘉悦学園

監事 齊藤順一

監事 藤川裕紀子

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人嘉悦学園（以下、「当学園」という。）の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

## 1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

## 2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適正でないと言るべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、以下の事項を、監事の意見としてここに付記する。

- ① 令和5年8月の植村前理事長の急逝を受け、翌月新理事長に就任された永久理事長のもとで、大きな混乱なく学園運営が継続されたことにつき、まずは関係者各位に対して敬意を表したい。
- ② 大学において入学定員割れが継続し、当学園の財政状態悪化への対応は待ったなしの状況にあることから、理事会や評議員会において危機意識を共有するとともに、活発な議論やサポートがなされることを強く希望する。
- ③ ソーシャルメディアの利用が日常において欠かせないものとなった昨今、当事者意識が希薄なままトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていることから、教職員に対してはもちろんのこと学生や生徒に対しても学園一体となって、高い倫理観の醸成やソーシャルメディア利用に係るリテラシーの向上に努める必要があると考える。

以上